

実態調査についての概要説明用メモ

(実態調査に関する説明にあたり、ポイントと考えられる項目を抽出したものの)

平成22年12月21日
金融庁

貸金業利用者に対する意識調査概要

目的：改正貸金業法完全施行後の貸金業利用者の意識及び制度等の周知状況を調査
対象：貸金業利用経験者（認知度等は広く消費者に対して実施）
手法：インターネット調査会社への委託調査（回答者は匿名で回答）

○貸金業利用経験者のうち、改正貸金業法の完全施行後、貸金業者に借入を申込みを行い、

「希望どおりの金額で借入ができた」が、69.7%、
「希望通りの金額で借入れができなかつたことがあった」が、15.1%、
「借入れが出来なかつた」が、15.2%であった。

<資料9 P.8>

○希望通りに借入れができなかつた時の対応として、

「支出を控えた・諦めた」が最も多く、58.9%
「親戚・友人等からの援助を受けた・借入れを行つた」が、24.0%
「アルバイトなどにより収入の増加に努めた」が、13.0%
「銀行カードローンからの借入れを行つた」が、11.8%
「ヤミ金」利用が、0.3%
「クレジットカードの現金化」の利用が、3.2%

<資料9 P.8>

○貸金業法が改正されたことについての認知度は、84.0%（前回調査；52.2%）、
財務局や地方自治体設置の多重債務専門の相談窓口についての認知度は、39.4%
(前回調査；50.3%)であった。

<資料9 P.12>

改正貸金業法完全施行の事業者への影響調査概要

目的：貸金業を利用する事業者（個人事業主を含む）における改正貸金業法完全施行の影響を調査

対象：日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・全国商店街振興組合連合会の各会員

手法：金融庁より、各中小企業団体へアンケート調査への協力を依頼。各中小企業団体より会員事業者に対して、アンケート記入用のHPへの匿名での入力等を依頼。各事業者より直接アンケート記入用のHPに回答のあった結果を、金融庁にてとりまとめ。

○回答のあった事業者全体（2,004事業者）の約14%にあたる274事業者が、「貸金業者の利用経験のある」と回答。従業員規模別では、5名未満：194事業者、5名～20名：58事業者、21名～：22事業者

<資料10 P.4,5>

○貸金業者の利用経験のある274事業者の内、

「貸金業者からの借入れについて、完全施行の影響は特に受けていない」、

「借入可能額が減少（ただし、必要な資金の借入れについて影響を受けていない）」と回答した事業者が、併せて194事業者（約71%）。

「貸金業者からの借入れが十分できなくなり、資金繰りが苦しくなった」と回答が、49事業者（約18%）

「貸金業者からの借入れが全くできなくなり、資金繰りが苦しくなった」と回答が、31事業者（約11%）

<資料10 P.6>

○貸金業者から「借入れが十分できなくなり、資金繰りが苦しくなった」、または、「借入れが全くできなくなり、資金繰りが苦しくなった」と回答した80事業者の内（複数回答で）、

「預貯金等の自分の財産の取り崩し」と回答が、46事業者（約58%）

「親類・友人等からの援助・借入れ」と回答が、40事業者（約50%）

「民間金融機関、公的金融機関、他の貸金業者から借入れ」と回答が、52事業者（約65%）

「ヤミ金からの借入れ」と回答が、3事業者（約4%）

<資料10 P.6>

○さらに、貸金業者からの借入れに関して困った際に、経営の相談をしたことのある相手先については、171事業者（約62%）が商工会、商工会議所の経営相談員、118事業者が民間金融機関（約43%）と回答（複数回答）。

<資料10 P.7> 3

貸金業者の経営状況等についての概要

目的：改正貸金業法完全施行前後の貸金業者の経営状況等について把握

対象：貸金業者

手法：金融庁において、貸金業者の業務報告書や貸金業者へのアンケート調査結果等を集計

貸金業者から提出された業務報告書の集計結果によると、

○貸金業者の貸付残高は減少しており、中でも消費者向無担保の貸付残高の減少が顕著。

<資料11 P.2,3>

○消費者向無担保貸付の平均金利は段階的に低下。

<資料11 P.5>

財務局登録の貸金業者(44社)に対するアンケート調査の結果によると、

○過払金返還請求件数、過払金返還額ともに高止まり。

<資料11 P.7,8>

○取引顧客数ベースで約2割、貸付残高ベースで約3割が総量規制に抵触。

<資料11 P.9>

○約6割の貸金業者が総量規制の例外貸付(借換ローン等)に取り組んでおり、また、例外貸付の件数も増加。

(注) 例外貸付とは、個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがないものとして法令に規定されている貸付。

<資料11 P.10,12>

■3年以内借入経験者の実態 過去に希望どおりの金額で借入れができたかどうか

■3年以内借入経験者のうち、過去に「希望どおりの金額で借入れができた」のは83.2%。

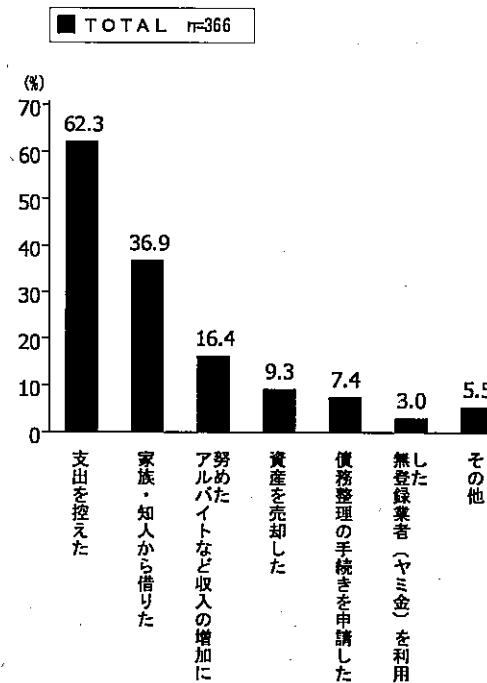
一方で「希望どおりの金額で借入れができなかつたことがあった」のは16.8%であり、その際の行動としても最も高いのは「支出を控えた(62.3%)」、次いで「家族・知人から借りた(36.9%)」「アルバイトなど収入の増加に努めた(16.4%)」。

- 職業別にみると、「希望どおりの金額で借入れができなかつたことがあった」が20%を超えるのは『経営者・役員』『個人事業主』『農林漁業』。
- 希望どおりの金額で借入れができなかつた場合の対応として、『無登録業者(ヤミ金)を利用した』は3.0%にとどまった。

【図表4】過去に希望どおりの金額で借入れができたかどうか(ベース:3年以内借入経験者)

	(%)	サンプル数
TOTAL	83.2 16.8	2,173
年収別		
0円	82.6 17.4	213
1~300万円以下	82.6 17.4	943
301~500万円以下	82.7 17.3	550
501~1000万円以下	84.3 15.7	415
1,001万円以上	90.4 9.6	52
職業別		
会社員	83.2 16.8	831
経営者・役員	70.3 29.7	101
個人事業主(自営業、SOHO含む)	76.1 23.9	247
公務員(教職員含む)	84.5 15.5	84
専門職(個人事業主は除く)	87.8 12.2	41
農林漁業	75.0 25.0	72
派遣・契約社員	88.8 11.2	134
パート・アルバイト・フリーター	86.0 14.0	265
専業主婦/主夫	89.8 10.2	186
無職	82.3 17.7	186
学生	83.8 16.2	37

【図表5】希望どおりの借入れができなかつた場合の対応
(ベース:希望どおりの借入れができなかつた経験あり)



※職業別サンプルには、補填用サンプルを含む。(ただし、補填用サンプルはTOTALには含まれない)

⑥調査結果のまとめ

平成22年3月実施 金融庁委託調査「貸金業利用者に対する意識調査」より抜粋

『総量規制』認知／『セーフティネット』認知・利用意向

■「貸金業法が改正されたこと」の認知は全体の52.2%、詳細まで認知しているのは10.9%。

「上限金利の引下げ」についての認知は全体の46.7%、詳細まで認知しているのは6.9%にとどまった。

- ・最も認知が低かったのは「貸付時、他の金融機関からの借入残高等の調査が義務付けられること」で全体の23.7%、詳細認知は5.7%にとどまった。
- ・『3年以内借入経験者』では各項目とも全体に比べて認知率が高く、「貸金業法が改正されたこと」の認知は80.5%。
一方、『借入未経験者』では「貸金業法が改正されたこと」の認知は45.3%。

■『総量規制抵触者』のセーフティネット利用意向は4割前後。

- ・『総量規制抵触者』において、セーフティネットのうち認知が最も高いのは「弁護士会、司法書士会の相談窓口」。ただし、利用意向は最も低い。

【図表17】総量規制／上限金利の引下げ 認知 (%)	「TOTAL」のみウェイトバックあり				「認知計」＝「詳細な内容まで知っていた」「聞いたことはあるが詳細な内容までは知らない」				「上位金利の引下げ」				
	サンプル数	認知 計	詳細な内容まで知っていた	認知 計	詳細な内容まで知っていた	認知 計	詳細な内容まで知っていた	認知 計	詳細な内容まで知っていた	認知 計	詳細な内容まで知っていた	認知 計	詳細な内容まで知っていた
TOTAL	4569	52.2	10.9	37.6	9.5	41.6	13.4	27.3	7.3	23.7	5.7	46.7	6.9
3年以内借入経験者	2173	80.5	33.5	68.4	29.2	73.5	35.3	61.9	26.2	54.3	19.9	61.5	15.7
借入未経験者	2049	45.3	6.5	30.6	5.7	34.3	8.9	20.2	3.7	17.1	2.8	42.3	4.9
3年以内借入経験者のうち、総量規制抵触者、(※)	429	84.6	42.4	74.6	38.9	80.2	43.8	71.5	36.8	59.7	25.2	60.8	20.7
3年以内借入経験者のうち、(※) 総量規制非抵触者	1078	83.4	34.6	72.5	29.9	76.9	36.5	65.7	26.2	58.5	20.5	64.0	15.8

(※)現在借入残高がある対象者のみ。

【図表18】セーフティネット認知／利用意向 (%)	国や地方自治体が設置している多重債務専門の相談窓口			法テラス、国民生活センターなどの団体の相談窓口			弁護士会、司法書士会の相談窓口			生活協同組合や労働金庫、信用組合による貸付制度			社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度			
	サンプル数	認知 計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知 計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知 計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知 計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり	認知 計	詳細な内容まで知っていた	利用意向あり
TOTAL	4569	50.3	4.7	26.2	51.8	6.7	26.9	67.7	8.8	23.3	28.5	3.8	20.0	23.6	3.4	20.5
3年以内借入経験者	2173	59.6	9.7	35.4	59.1	12.1	36.6	74.7	15.8	29.6	40.7	6.9	33.5	34.0	6.0	30.8
借入未経験者	2049	47.5	3.5	24.1	49.4	5.3	24.6	65.0	6.5	21.8	25.8	3.1	17.0	21.8	2.8	18.0
3年以内借入経験者のうち、総量規制抵触者、(※)	429	57.1	12.1	40.8	58.8	13.8	41.0	75.2	19.3	32.4	39.4	8.4	40.8	33.1	7.2	39.4
3年以内借入経験者のうち、(※) 総量規制非抵触者	1078	60.0	9.4	35.2	60.2	12.2	36.0	75.5	16.5	30.1	43.4	6.7	33.9	36.8	6.3	30.8